

いわてスマート農業推進研究会規約

(名称)

第1条 本会は、いわてスマート農業推進研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、岩手県におけるスマート農業の普及促進による、農業者の生産性向上、収益向上を目的とする。

(活動)

第3条 研究会は、上記の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) スマート農業技術の本県農業者へのPRに係る活動
- (2) スマート農業技術の本県への普及に係る活動
- (3) スマート農業技術の研究開発に係る活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 研究会の会員は、第2条の目的に賛同する個人及び団体、研究機関、行政機関等。

(入会)

第5条 研究会への入会を希望する個人及び団体、行政機関等は、事務局へ申し込む。

(事務局)

第6条 研究会の事務を処理するため、岩手県農林水産部農業普及技術課内に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この会則は平成29年8月25日から適用する。